

# 日本学生支援機構給付奨学金 継続願について

来年度（令和6年4月～令和7年3月）に給付奨学金の継続を必要とするか意思確認、および学生生活の状況、学修の状況について申告してもらいます。

以下のいずれかに該当する人は、インターネットにより「給付奨学金継続願」を提出してください。

提出（入力）期限までに手続きを行わない場合は、給付奨学金を受け取る資格がなくなり、4月以降の給付奨学金は「止められます」。

- 令和6年4月の時点で在学し、引き続き給付奨学金の給付を希望する者
- 令和6年4月から休学を予定しているが、復学後も引き続き給付奨学金の給付を希望する者

## 継続願提出(入力)期限 令和6年1月14日(日)

### ◆スカラネット・パーソナルで「給付額通知」の内容を確認◆

- 給付奨学生はスカラPSから「給付額通知」を表示（印刷）して確認してください。

### ◆「給付奨学金継続願」の提出（入力）対象かどうか◆

「給付額通知」の「給付奨学金継続願」の提出について「必要」と表示されているか確認してください。

### ◆給付奨学金継続願の提出（入力）準備◆

- 提出（入力）前に、配付資料をよく読んでください。
- スムーズに入力するため、配付資料の「入力準備用紙」に下書きしてから入力してください。

### ◆スカラネット・パーソナルより「給付奨学金継続願」を提出（入力）◆

- 「給付奨学金の継続を希望しません」と入力した人には、大学から「給付奨学金の継続を希望しませんの入力で正しいか」という確認は行いませんので、充分注意して入力してください。
- 継続願の提出（入力）後も一定期間はスカラネット・パーソナルから内容の訂正が可能です。  
「訂正不可」もしくは「提出期間外」と表示されている場合は、すみやかに学生生活支援課に申し出てください。（訂正できない項目もありますので注意してください。）
- 貸与奨学金も支給されている人は、それぞれの奨学生番号（第一種奨学金、第二種奨学金、給付奨学金）について提出（入力）が必要です。

- 今回の継続願では、住所変更の届出は行えません。住所変更がある場合は、令和6年4月頃実施の「在籍報告」で報告してください。ただし、通学形態（自宅通学・自宅外通学）が変更になった場合は、その都度学生生活支援課まで申し出てください。申し出が遅れると、変更始期が遅くなったり、奨学金の返金（第一種奨学金の併給調整分等）が生じたりする場合があります。
- 3月末までに退学する場合や、4月から休学する場合は、「異動願（届）」を提出する必要があります。窓口書類を取りに来て、令和6年3月13日（水）までに提出してください。

### ◆スカラネット・パーソナル登録のご案内◆

- スカラネット・パーソナルでは、給付奨学金継続願提出（入力）の他、現在の自分自身の奨学金に関する情報や、登録されている内容が閲覧できます。  
URL：<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>  
※新規登録の際は、奨学生番号や奨学金の振込口座番号を入力する必要があります。



### ◆その他のお知らせ◆

- 奨学金に関する重要なお知らせは、掲示板・本学ホームページ・教務システムのメールシステムで行っていますので、定期的に確認してください。
- 休学・退学等の学籍異動が生じる場合や、3ヶ月以上の留学をする場合、奨学金についても手続きが必要な場合があります。学籍異動が生じる前に窓口で申し出て、「異動願（届）」等を提出してください。手続きが遅れると、振り込まれた奨学金を返金してもらうことがあります。

学生生活支援課（TEL：087-832-1166、1586）